

役員及び評議員の報酬に関する規程

社会福祉法人南大阪福祉協会
幼保連携型認定こども園ひかりこども園

(報酬の支給)

第1条 役員及び評議員の報酬は会議の出席手当として支給する。

2. 役員の実務の執行については無報酬とする。

(報酬の額)

第2条 会議の出席の手当は1回10,000円とする。

(公表)

第3条 この規程は、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成31年4月1日より施行する。